

記入上の注意

- 1この診断書は、特別児童扶養手当の受給資格を認定するための資料の一つです。
この診断書は障がいの状態を証明するために使用されますが、記入事項に不明な点がありますと認定が遅くなることがありますので、詳しく記入してください。
- 2○・×で答えられる欄は、該当するものを○で囲んでください。また、記入する欄()は具体的に詳しく記入してください。なお、記入しきれない場合は、右下の欄または別紙に記入して添付してください。
- 3④の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく障がいの原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた日を記入してください。前に他の医師が診断している場合は、障がい者本人またはその父母等の申立てによって記入してください。
- 4⑦から⑩までの欄には、それぞれの欄の症状または行動について該当するものを○で囲んでください。
- 5知的障がいの場合は、知能指数または発達指数及び検査方式を⑦の欄に記入してください。
なお、知能検査または発達検査結果については、その実施時点の年齢等により次の期間を有効とします。ただし、いずれの場合も、前回の特別児童扶養手当認定または再認定の際に使用した検査結果は使用できませんので、それよりも新しい検査結果を記入してください。
ア 検査実施時点で未就学である場合は、検査実施日から1年以内
イ 検査実施時点で小学生である場合は、検査実施日から2年以内
ウ 検査実施時点で中学生以上である場合は、検査実施日から3年以内
- 6高次脳機能障がいによる失語障がいがある場合は、「言語機能の障害用」の診断書が必要です。
- 7発達障がい関連症状がある場合は、各項目番号に○を付すとともにその程度(「軽度」、「中度」、「重度」)にも○を付してください。
なお、「軽度」・「中度」・「重度」の状態は、おおよそ次のとおりです。
言語的及び非言語的コミュニケーション技能に著しい欠陥があり、援助があっても社会的機能障がいが明らかであったり、対人的相互反応相互的な社会関係の質的障害
「重度」＝非言語的社会的コミュニケーション技能に著しい障がいがあり、支援があっても社会的機能障がいが明らかであったり、対人的相互反応に著しい制限がみられる場合
「中度」＝非言語的社会的コミュニケーション技能に障がいがあり、適切な支援があっても社会的機能障がいが見られたり、対人的相互反応が困難である場合
「軽度」＝上記以外のもの
イ 言語コミュニケーションの障害
「重度」＝言語的コミュニケーション技能に著しい障がいがあり、支援があっても社会的機能障がいが明らかであったり、同年代と比較し著しく簡単なものに限られる場合
「中度」＝言語的コミュニケーション技能に障がいがあり、適切な支援があっても同年代と比較し簡単なものに限られる場合
「軽度」＝上記以外のもの
ウ 限定した常同的で反復的な関心と行動
「重度」＝行動の柔軟性のなさ、変化に対処することへの極度の困難さ、他の限局された反復的な行動等があり、あらゆる分野においての機能を著しく妨げている場合
「中度」＝行動の柔軟性のなさ、変化に対処することへの難しさ、いろいろな活動相互での切り替えの困難さ等があり、機能を妨げている状況がみられる場合
「軽度」＝上記以外のもの
※ ADHD等により「多動性」や「衝動性」がみられる場合は、「その他」に○を付し、右欄に詳細をご記入ください。
- 8精神症状で中度以上の症状がある場合は、具体的な症状、頻度、日常生活への影響、エピソード等について記載願います。
- 9問題行動及び習癖で中度以上の症状等がある場合は、具体的な症状、頻度、日常生活への影響、エピソード等について記載願います。
- 10日常生活能力の程度欄の状態は、おおよそ次のとおりです。
ア 「全介助」＝知的・精神の障がいの影響で、自身で動作ができず、ほぼ全ての動作に介助を要している。
イ 「半介助」＝知的・精神の障がいの影響で、自身で動作ができず、動作のおおよそ2分の1程度に介助を要している。
ウ 「一部介助」＝知的・精神の障がいの影響で、動作の一部に介助を要している。(見守りや声掛けなど)
エ 「自立」＝知的・精神の障がいの影響はなく、一人でできる。
- 11④の欄は、⑦から⑩までの欄に記載する注意を要する症状の有無、程度及び頻度に応じて該当するものを○で囲んでください。
- 12⑤の欄は、知的・精神の障がいの状態がどの程度かを判断する一助として、主治医のご意見をお聞きしておりますので、次の事項に留意の上、ご記載ください。
ア 「重度」＝次ページに示した認定基準の「1級(重度)」の基準に合致する場合
イ 「中度」＝次ページに示した認定基準の「2級(中度)」の基準に合致する場合
ウ 「軽度」＝上記以外のもの(認定基準に該当しているときまではいえないもの)
- 13⑥の欄は、例えば、広汎性発達障がい等で、精神医学的総合判定を「中度」以上とした場合であって、就学先が「普通学級」の場合、学校における児童の状態や学校の支援体制などを記載してください。
- 14診断医が「精神保健指定医」である場合は、氏名の上のその旨を記載してください。また、診断医が精神保健福祉センター、児童相談所または知的障がい者更生相談所の医師である場合は、「病院または診療所」の欄に、その精神保健福祉センター、児童相談所または知的障がい者更生相談所の名称を記入するだけで、「所在地」、「診療担当科目名」は記入する必要はありません。

特別児童扶養手当(知的・精神の障がい)の障がい程度認定基準及び認定要領

	1級(重度)	2級(中度)
施行令別表3	身体 ¹ の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度 ※ 病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるもの	身体 ¹ の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度 ※ 病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるもの
※ 主な障がい程度	・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの など	・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ・一下肢を足関節以上で欠くもの など
精神の障がい		
統合失調症	統合失調症によるもにあっては、高度の残遺状態または高度の病状があるため高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の援助が必要なもの	統合失調症によるもにあっては、残遺状態または病状があるため人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの
気分(感情)障がい	気分(感情)障がいによるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障がい及び高度の思考障がいの病相期があり、かつ、これが持続したり、頻繁に繰り返したりするため、常時の援助が必要なもの	気分(感情)障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動の障がい及び思考障がいの病相期があり、かつ、これが持続したり、頻繁に繰り返したりするため、日常生活が著しい制限を受けるもの
病状性を含む器質性精神障がい	高度の認知障がい、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の援助が必要なもの	認知障がい、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの
てんかん	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんばんに繰り返すため、常時の援助が必要なもの	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作をひんばんに繰り返すため、日常生活が著しい制限を受けるもの
知的障がい	知的障がいがあり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの	知的障がいがあり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
発達障がい	発達障がいがあり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの	発達障がいがあり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

(記載欄)表面に記入しきれない場合は、下記の欄に記入するか、別紙に記入してください。

例:⑪について
学校の授業中、立ち歩くことはほぼ毎日。兄弟げんかで興奮し、弟を叩くとも週3～4回ある。